

福岡市産学連携交流センター【募集要項】

福岡市産学連携交流センターは、大学の知の集積とポテンシャルを活用し、国内外の研究者、企業等の連携交流を促進することにより、新しい産業・事業の創出、地場企業の活性化、企業・研究機関等の立地促進を図り、地域経済の発展及び学術研究都市づくりに資することを目的とする施設です。

1 募集内容

福岡市産学連携交流センターにおける下記の使用可能な期日以降の研究室等について、募集します。

(1) 令和5年4月1日以降使用可能な研究室等 (面積・付属設備及び使用料)

基幹研究室 (※)

部屋番号	部屋面積	月額使用料	付属設備
101～102 号室、106 号室	75 m ²	63,750 円	—
103～105 号室	75 m ²	83,750 円	ドラフトチャンバー×1
112 号室	126 m ²	127,100 円	ドラフトチャンバー×1

新事業事務室

部屋番号	部屋面積	月額使用料	付属設備
215 号室	25 m ²	75,000 円	—
218 号室	40 m ²	120,000 円	—
220 号室	32 m ²	96,000 円	—

新事業実験室

部屋番号	部屋面積	月額使用料	付属設備
208 号室	50 m ²	190,000 円	ドラフトチャンバー×2

(※) 基幹研究室を使用できる者は、先端科学技術に関する研究を行う大学等に限られます。

(2) 令和5年6月1日以降使用可能な研究室等 (面積・付属設備及び使用料)

基幹研究室

部屋番号	部屋面積	月額使用料	付属設備
111 号室	126 m ²	127,100 円	ドラフトチャンバー×1

新事業実験室

部屋番号	部屋面積	月額使用料	付属設備
226 号室	114 m ²	362,000 円	ドラフトチャンバー×1

(3) 使用開始日及び使用許可期間

①使用開始日 上記(1)の研究室等・・・令和5年4月1日以降 (予定)

上記(2)の研究室等・・・令和5年6月1日以降 (予定)

②使用許可期間 使用開始日から3年以内

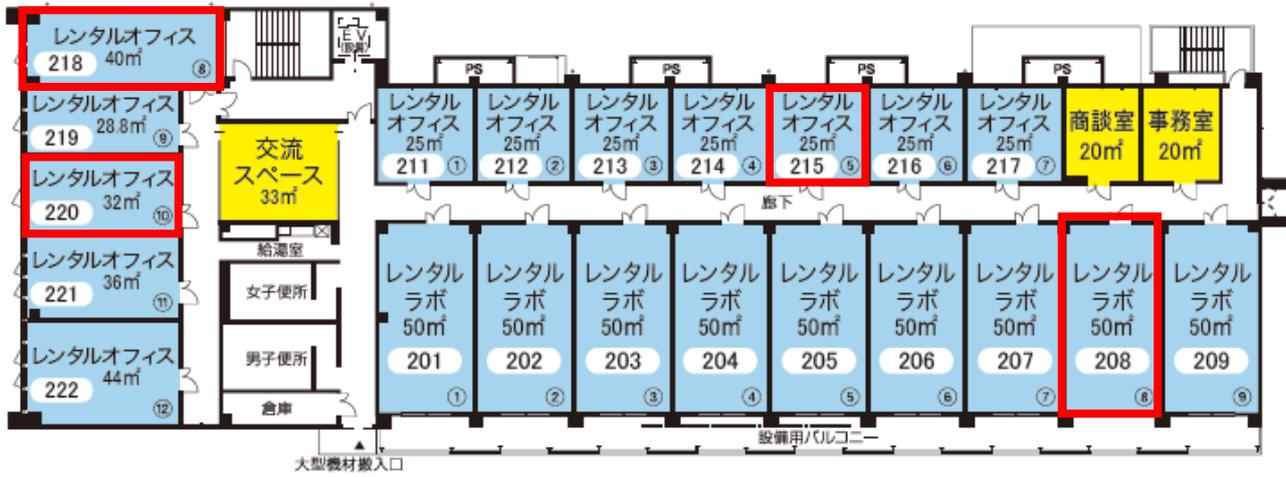
(4) 留意事項

- ①使用許可の期限後も引き続き施設使用を希望される場合には、公募等による新たな申請・審査が必要となります。
- ②基幹研究室については850円/㎡・月、新事業実験室、新事業事務室については3,000円/㎡・月として計算（部屋面積に1㎡未満の端数があるときは切り上げ）し、ドラフトチャンバーが備え付けの部屋については、当該設備の使用料20,000円/月が加算された額となります。
- ③産学連携交流により研究開発を行う企業のうち、創業予定者及び創業して5年未満の企業は、使用を開始した日の属する月から、創業開始後5年を経過する日の属する月の前月までの使用料が1/2に減免となります（ただし、付属設備であるドラフトチャンバーの使用料20,000円/月については、減免の対象となりません）。応募の際に「産学連携交流センター施設使用料減免申請書(様式第9号)」を提出してください。
- ④駐車場の使用料は、2,000円/台・月として計算された額となります。使用申請等の手続きは、研究室等の使用許可以後に行います。
- ⑤研究室等及び駐車場の使用料は、原則、月単位（日割りなし、前納）とし、毎月その月の末日までに翌月分の支払いとなります。なお、使用料の徴収については、施設の指定管理者に業務委託しております。
- ⑥施設の使用を終了したときは、使用者の責任において速やかに施設を原状に復して返還する必要があります。なお、原状回復の作業内容及びスケジュール等については、市及び施設を管理する指定管理者と事前に協議してください。
- ⑦敷金等は必要ありません。
- ⑧その他、研究室等の使用者にて以下の費用の負担が必要となります。
 - ・研究室等の使用に係る電気の使用料（個別メーターの使用量に基づき、施設の指定管理者が徴収）
 - ・研究室等の使用に係る通信費用
 - ・研究室等の簡易な修繕に要する費用
 - ・研究室等における設備・備品の設置及び撤去に要する費用
 - ・研究室等の使用によって生じた廃棄物の保管及び処理に要する費用
 - ・その他、市長が別に定める費用

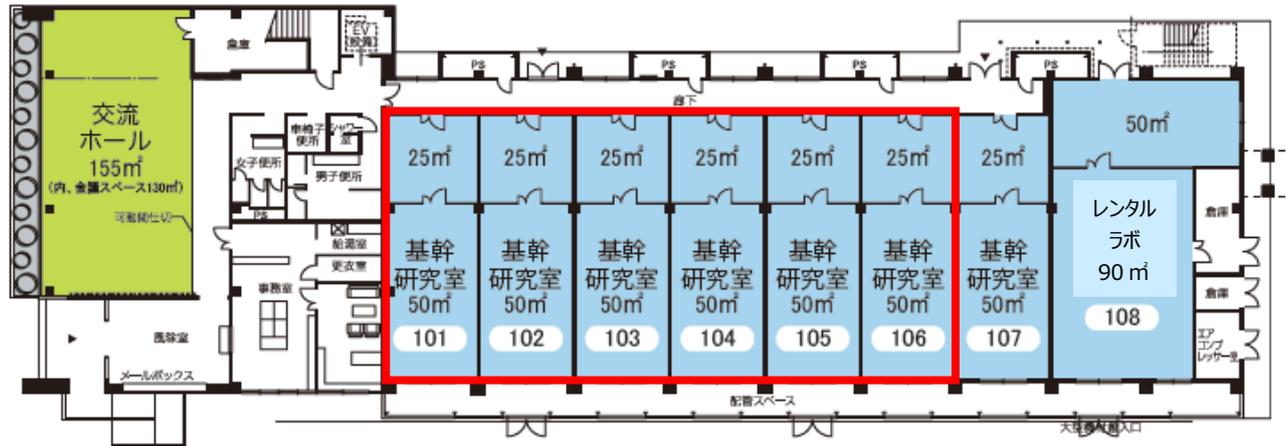
2 平面図

福岡市産学連携交流センター 1号棟

▼ 2階平面図

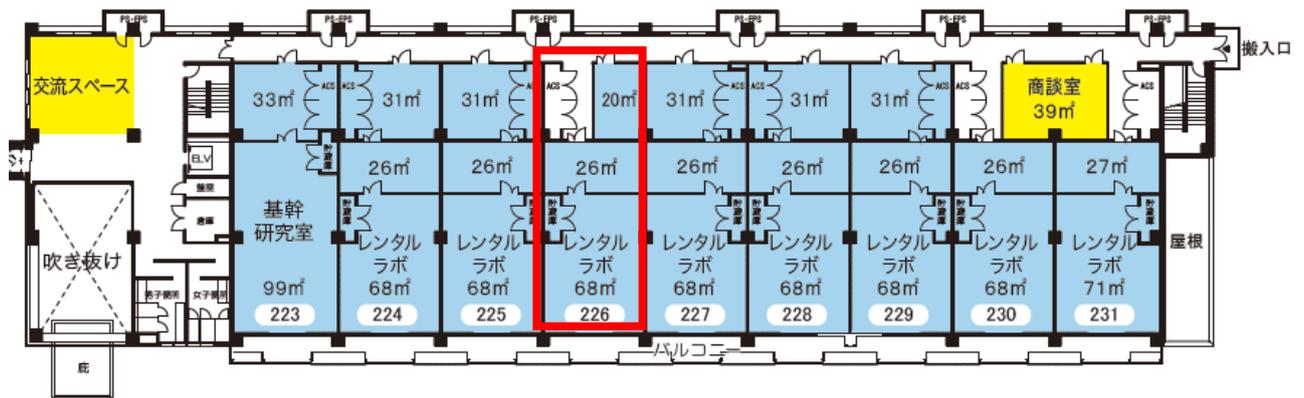


▼ 1階平面図

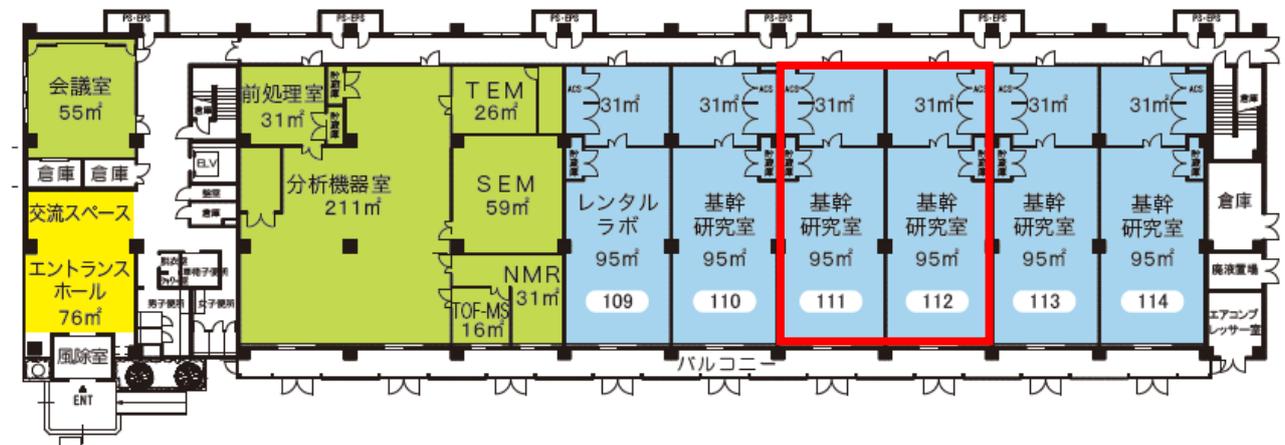


福岡市産学連携交流センター 2号棟

▼ 2階平面図



▼ 1階平面図



3 利用上の注意事項

- (1) 実験室で生じた産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管及び処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び関係諸法令を遵守し、使用者の責任と負担で適切に行ってください。

また、実験室において特別管理産業廃棄物を生じる場合は、法令等に基づき、当該実験室に「特別管理産業廃棄物管理責任者」を配置する必要があります。

- (2) 消防法に定める危険物の取扱い・貯蔵等については、「消防法」及び関係諸法令を遵守するとともに、同法令等に基づき、必要に応じて、関係機関へ届出等を提出してください。

また、実験室の危険物の貯蔵量は、法令等の規制により制限を受けますので、指定数量以下となります。

- (3) 高圧ガスを使用する際は、「高圧ガス保安法」及び関係諸法令を遵守するとともに、加圧・減圧等の加工使用などについては、必要に応じて、関係機関の許可取得または届出等を提出し、各種資格者等の配置をしてください。

また、高圧ガスの貯蔵量については、法令等の規制により施設全体で制限を受けますので、一室あたり 300m³ (300,000 リットル) が上限 (目安) となります。

なお、施設の仕様上、「特定高圧ガス」の使用・貯蔵は行うことができません。

- (4) 毒物及び劇物を使用する際は、「毒物及び劇物取締法」及び関係諸法令を遵守してください。

また、「特定毒物」を製造または使用する場合は、「特定毒物研究者」として福岡県の許可を受ける必要があります。

- (5) 有機溶剤など人体及び周辺環境等に影響を及ぼす薬剤等を使用する際は、「労働安全衛生法」及び関係諸法令を遵守するとともに、同法令等に基づき、必要に応じて、各種資格者等の配置をしてください。

また、取り扱う薬剤の種類・数量に応じて、ドラフトチャンバー等の局所排気装置を増設し、排ガス処理装置 (乾式・湿式 等) を設けるなど、使用者の責任と負担で適切に行ってください。

なお、ドラフトチャンバー等を設置する際は、労働基準監督署に届け出る必要があります。

- (6) その他、施設使用に伴う関係諸法令を遵守してください。

4 応募資格

1 基幹研究室

先端科学技術に関する研究を行う大学等であって、センターにおける産学連携交流の推進に特に寄与する活動を行うと市長が認める者のうち、次の(1)から(5)のいずれにも該当しないもの。

- (1) 申請者（法人の場合にあつては、当該法人の役員）が破産者及び禁錮以上の刑に処せられている者であるもの
- (2) 申請者（法人の場合にあつては、当該法人の役員）が福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者その他集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の違法行為を行うおそれがある者であるもの
- (3) 国税及び地方税の滞納があるもの
- (4) 騒音、臭気、振動等の環境保全上の問題があり、他の施設の使用者と協調して事業又は研究を行うことができないもの
- (5) その他研究室等の使用者として社会通念上ふさわしくないもの

2 新事業実験室・新事業事務室

産学連携交流により研究開発を行う企業等及び当該企業等に対し経営又は技術の支援を行う企業のうち、上記(1)から(5)までのいずれにも該当しないもの。

5 入居審査

申請書類等について、下記の審査項目で審査を行います。審査にあたっては、有識者から意見を聴取のうえ、入居者を決定します。

なお、原則、書類審査に併せて、別途、ヒアリング審査を行います。

審査項目	視点
新規性	産学連携による新しい素材や製品開発を目指した事業(研究)計画であり、事業(研究)成果により、新たな産業や事業の創出が期待できるものであるか
産学連携交流への寄与	センターを積極的かつ有効に活用した事業(研究)計画であり、センターを拠点とした産学連携事業の拡がり期待できるものであるか
事業妥当性	産学連携交流による事業(研究)の推進が図れる実績やノウハウを有しており、事業体制及び計画内容が具体的なものであるか
事業継続性(安定性)	センターに入居し、事業を推進していくために十分な経営基盤・財務能力が備わっているか

6 入居支援制度

各支援制度のご活用にあたっては、それぞれの制度を所管する官公庁と協議をしていただく必要がございます。センター入居決定前に事前協議が必要な場合や、申請期間が限定されている場合がございますので、詳細につきましては本募集要項末尾のお問い合わせ先へお尋ねください。

(1) 「グリーンアジア国際戦略総合特区」にかかる支援制度

福岡市産学連携交流センターは、福岡市が福岡県及び北九州市と共同で国の指定を受けた「グリーンアジア国際戦略総合特区」の区域内に位置することから、環境・エネルギー関連分野の研究開発を実施するなど所定の要件を満たす場合、下記の支援制度をご活用いただけます。

①市税（固定資産税・都市計画税）に関する特例措置

対象事業を実施し、福岡市指定法人の指定を受けたものが、新たに取得した特区事業の用に供する施設又は機械設備について、固定資産税（税率：1.4%）及び都市計画税（税率：0.3%）を3年間課税免除します。

【参考】<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/k-yuchi/shisei/greenasia.html>

②国税（法人税）に関する特例措置

法人税について、特別償却、投資税額控除の措置から事業年度ごとに選択適用が可能です。

③金融上の支援措置（利子補給金）

総合特区計画に定められた事業に必要な資金の金融機関からの借入れに対して、国が国際戦略総合特区支援利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援します。

【利子補給率】 0.7%以内

【支給期間】 最初に貸し付けした日から起算して5年間

④規制、制度の特例措置

法律で規定している規制の緩和及び特例措置などを実施します。

(2) その他の支援制度

① 福岡市立地交付金

市内に新たな事業所を設置して事業を開始する事業者を対象とした交付金制度です。

【参考】<https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/k-yuchi/business/g01.html#01>

② 福岡県企業立地促進交付金

製造業、ソフトウェア業、機械設計業などの業種の業務施設の新設若しくは増設又は移転の際に、設備投資額や県民の雇用状況に応じて、設備投資額、業務用施設の年間賃借額、雇員人数に応じた交付金を交付します。特区事業の場合には、特例措置（交付率の上乗せ）もあります。

7 申請方法

- (1) 申請方法 必要書類一式（下記参照）を、1部郵送又は持参してください。
- (2) 申請先 〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1 14階
福岡市 経済観光文化局 創業・立地推進部 産学連携課
- (3) 受付期間 令和5年1月26日（木）から令和5年2月9日（木）まで（土日祝日除く）
※郵送の場合は、令和5年2月9日（木）必着です。
※持参の場合は、平日の午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）が受付時間となります。

8 必要書類

1. 産学連携交流センター研究室等使用申請書（様式第1号）
 2. 産学連携交流センター施設使用料減免申請書（様式第9号） ※減免対象者のみ
 3. 事業（研究）計画書
 4. 応募資格誓約書
 5. 法人の場合は、当該法人の登記事項証明書
 6. 法人以外の団体の場合は、当該団体の目的、内部組織、活動等に関する規定について記載した書類
 7. 役員名簿
 8. 個人の場合は、住民票の写し
 9. 直近の決算に関する書類（個人の場合は、市町村民税の納税証明書）
 10. 納税証明書
 - (1) 国税に滞納がない証明書
 - (2) 本市と福岡県の地方税に滞納がない証明書（本市に事業所がある場合のみ）なお、納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書を提出してください。
 11. その他、事業または研究内容を説明する資料（会社案内、パンフレット、事業計画書等）があれば添付してください。
- ※ 下記の書類のうち、1から4及び7の様式は、ホームページからダウンロードして下さい。
(<http://sangaku-center.city.fukuoka.lg.jp>)

9 申込から入居まで

- (1) 申請受付 令和5年1月26日(木)から令和5年2月9日(木)まで(土日祝日除く)
- (2) 審査・選考 令和5年2月中旬以降
- (3) 結果通知 申請者全員に審査結果を文書にて通知します
- (4) 入居開始 1(1)の研究室等・・・令和5年4月1日以降(予定)
1(2)の研究室等・・・令和5年6月1日以降(予定)

10 お問い合わせ

福岡市 経済観光文化局 創業・立地推進部 産学連携課

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8-1 14階

TEL : 092-711-4344 FAX : 092-733-5748

Mail:sangaku.EPB@city.fukuoka.lg.jp

参考 福岡市産学連携交流センター

1 施設概要

	1号棟	2号棟	計
所在地	西区九大新町4-1 (九州大学伊都キャンパスから約500m、徒歩10分)		—
開設年月	平成20年4月	平成25年10月	—
構造	鉄骨造/地上2階建て	鉄筋コンクリート造/地上2階建て	—
敷地面積	4,000 m ²	4,220 m ²	8,220 m ²
延床面積	2,416.96 m ²	3,378.26 m ²	5,795.22 m ²
共用部	○商談室 (1室) ○交流ホール (1室)	○商談室 (1室) ○会議室 (1室) ○分析機器室 (1室)	—

2 1号棟建物仕様、設備

(1) 内装

区分		1F 基幹研究室 2F 新事業実験室 (レンタルラボ)	2F 新事業事務室 (レンタルオフィス)
天井	天井高 (mm)	3,300 (1F) / 3,000 (2F)	2,600
	仕上げ	化粧石膏ボード	
	下地	軽量鉄骨	
壁	仕上げ	EP塗	
	下地	石膏ボード	
床	仕上げ	耐薬品性長尺塩ビシート貼	
	下地	モルタル金ゴテ	OAフロア
	耐荷重	500 kg/m ²	290 kg/m ²

(2) 電気設備等

区分		1F 基幹研究室 2F 新事業実験室 (レンタルラボ)	2F 新事業事務室 (レンタルオフィス)
電気	給電方式	単相3線200/100V	単相3線200/100V
		三相3線200V	
	給電容量	電灯 25 kVA	電灯 6 kVA
		動力 11 kW	
	照明照度	750 Lx	
	コンセント数	1F 壁 (40口)、天井 (28口)	壁 (8口)、床 (16口)
2F 壁 (24口)、天井 (16口)			
計量方法	子メーターによる個別計量 (指定管理者による徴収)		
通信 (電話)	外線電話	個別に業者と契約	
	内線電話	1台設置	
通信 (情報)	LAN	LAN用配線	
	CATV関連	引込み予備配管対応	
	TV	ジャック設置 (地上波)	
	インターネット	個別に業者と契約	

(3) 機械設備等

区分		1 F 基幹研究室 2 F 新事業実験室 (レンタルラボ)	2 F 新事業事務室 (レンタルオフィス)
空調	冷暖房	パッケージ型空調機/各部屋個別運転	
	換気	1種換気 (全熱交換機)	1種換気 (全熱交換機)
		3種換気 (ドラフト用空気取入口有り)	
	特殊換気	ドラフトチャンバー： 入居者負担により設置可能 (一部設置済の居室有り)	—
—		—	
給排水等	水道	子メーターによる個別計量 (指定管理者による徴収)	—
		—	—
	排水	有り	—
	ガス	子メーターによる個別計量	—
	プロパンガス	(指定管理者による徴収)	—
給湯	ガス瞬間湯沸かし器設置 (屋外)	—	
研究用高圧ガス		入居者の負担により設置可 (バルコニー)	—
圧縮空気		セントラル方式	
圧縮空気消防法に定める危険物の貯蔵庫		1台設置済	—
警備システム	入退館	電気錠	
	セキュリティ	1 F 実験ブロック : 電気錠 2 F (ELVホール) : 電気錠	2 F ELVホール : 電気錠
エレベーター	定員・台数	15人×1台	
	積載量	1,000kg	

3 2号棟建物仕様、設備

(1) 内装

区分		109号室～114号室 (1F) 223号室 (2F)	224号室～231号室
天井	天井高 (mm)	3,300 (1F) /3,000 (2F)	3,000
	仕上げ	化粧石膏ボード	
	下地	軽量鉄骨造	
壁	仕上げ	E P-G 塗/一部スチールパーテーション	
	下地	石膏ボード	
床	仕上げ	耐薬品性長尺塩ビシート貼	
	下地	モルタル金ゴテ	
	耐荷重	500kg/m ²	

(2) 電気設備等

区分		109号室～114号室 (1F) 223号室 (2F)	224号室～231号室
電気	給電方式	単相3線200/100V	
		三相3線200V	
	給電容量	電灯 42kVA	
		動力 12.5kW	
	照明照度	750Lx	
	コンセント数	1F壁 (108口)、 天井 (20口)	壁 (72口)、天井 (16口)
計量方法	子メーターによる個別計量 (指定管理者による徴収)		
通信 (電話)	外線電話	個別に業者と契約	
	内線電話	1台設置	
通信 (情報)	LAN	LAN用配線	
	CATV関連	引込み予備配管対応	
	TV	ジャック設置 (地上波)	
	インターネット	個別に業者と契約	

(3) 機械設備等

区分		109号室～114号室（1F） 223号室（2F）	224号室～231号室
空調	冷暖房	パッケージ型空調機／各部屋個別運転	
	換気	1種換気（全熱交換機）	
	特殊換気	ドラフトチャンバー（外気処理パッケージエアコンにより給気）	
給水等	水道	子メーターによる個別計量 （指定管理者による徴収）	
		排水	有り
	ガス	子メーターによる個別計量 （指定管理者による徴収）	
	（都市ガス）	（指定管理者による徴収）	
	給湯	ガス瞬間湯沸かし器設置（屋外）	
研究用高圧ガス		入居者の負担により設置可（バルコニー）	
圧縮空気		セントラル方式	
圧縮空気消防法に定める危険物の貯蔵庫		1箇所設置済	
警備システム	入退館	対応可	
	セキュリティ	1F実験ブロック：電気錠	2F（ELVホール） ：電気錠
		2F（ELVホール）：電気錠	
エレベーター	定員・台数	15人×1台	
	積載量	1,000kg	

4 建物仕様及び設備における注意事項

- ※ 基幹研究室・新事業実験室の給排水については、室内までの配管工事は完了しております。室内配管工事及び使用料金は入居者の負担となります。
- ※ 基幹研究室・新事業実験室のプロパンガス（1号棟）や都市ガス（2号棟）については、室内までの配管工事は完了しております。室内配管工事及び使用料金は入居者の負担となります。
- ※ 研究用高圧ガスについては、バルコニーを設置場所としてボンベ立てを設置し、バルコニーから室内までの配管は完了しております。研究用高圧ガスを使用する際の室内配管工事及びボンベ費用は、入居者の負担となります。
- ※ 基幹研究室・新事業実験室の圧縮空気については、室内までの配管工事は完了しております。室内配管工事は、入居者の負担となります。なお、圧縮空気を使用する際には、使用する機器の保全のため、除水や除塵等が可能なエアフィルター等の設置を入居者で行ってください。
- ※ 基幹研究室・新事業実験室の一部の居室には、標準装備としてドラフトチャンバーが設置されています。排ガス処理装置の活性炭等のフィルターの交換については、入居者の負担となります。